

DVP参加者契約書の一部改正について

1. DVP参加者契約書（平成16年5月6日通知）

（下線部分変更）

新	旧
1. 貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則（以下単に「業務方法書」という。）及び貴社が定める <u>金融商品債務引受業等</u> の業務処理の方法に従うこと。	1. 貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則（以下単に「業務方法書」という。）及び貴社が定める <u>有価証券債務引受業等</u> の業務処理の方法に従うこと。

2. 附則

この改正規定は、証券取引法の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。

以 上